

令和元年度第2回一宮市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催日時 令和2年1月30日(木)午後2時～3時10分
- 2 開催場所 本庁舎 14階 1401会議室
- 3 議 題
 - 1 国民健康保険税条例改正の諮問について
 - 2 令和2年度の国民健康保険事業について
 - 3 その他
- 4 公開・非公開の別
公開
- 5 出席委員
 - *被保険者代表
佐波由美子、山田智里、則武田鶴子、岩田豊子、小河敦子、永井政子
 - *保険医・薬剤師代表
重村元嗣、櫻井義也、今岡勢喜、濱崎光哲、近藤靖子
 - *公益代表
高木宏昌、佐々木久直、浅野一、松浦昭雄、大山正巳
- 6 欠席委員
 - *保険医・薬剤師代表
上村誠一郎
 - *公益代表
中村かずひと
- 7 一宮市出席者
 - *市長
 - *事務局
前里市民健康部長、河岸市民健康部次長、財務部納税課長、
市民健康部健康づくり課長、保険年金課長以下6名
- 8 傍 聴 者
2名
- 9 会議内容 以下のとおり

河 岸 次 長： 皆さま大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。
令和元年度第2回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。
始めに、上村委員、中村委員につきましては、本日所用のためご欠席でございますけれども、会議の定足数を満たしておりますことをご報告

いたします。

なお、今回の国民健康保険運営協議会につきましては、公開となりますので、ご承知おきください。

それでは、始めに 会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長： こんにちは。会長の でございます。委員の皆さまには、大変お忙しい中、また先生方には、特に新型コロナウイルスの対応にご苦労されている最中にも関わらず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、国民健康保険の制度改革において、国の対策としては、将来にわたって持続可能な制度に向け、公費の拡充による財政基盤の強化を図っております。

また、市町村に対しては保険者努力支援制度を強化し、予防・健康づくりの分野で一層の取組みを求めています。一宮市としても、しっかりと対応していただくようお願いいたします。

また令和2年度は診療報酬・薬価等の改定がありますので、今後の医療費の動向にも注目していく必要があります。

さて今年度、1月15日に愛知県の方から、令和2年度の国保事業費納付金額と標準保険料率の本算定の結果について、各市町村へ説明があったということでございます。

本日の会議では、県が示した本算定の結果を参考にして、市で検討された保険税率の改正案と、令和2年度一宮市国保の予算案について事務局から説明を受け、皆さま方のご審議を頂戴いたします。

一宮市の国保財政が大変厳しい状況に置かれている中で、本日の議題は、いずれも重要な協議事項でございますので、委員の皆さまには慎重にご審議いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

河 岸 次 長： ありがとうございます。

続きまして、中野市長からご挨拶を申し上げます。

市 長： 市長の中野でございます。きょうは国民健康保険運営協議会ということで委員の皆さま方にお集まりいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。

昨年を振り返りますと、やはり10月1日から消費税率アップということで市民の皆さま方に大きな負担増をお願いしたわけでございます。

しかしながら、国としては社会保障、子育て支援、医療、福祉を充実させるんだということを言っておりまして、我々の方もすぐに幼児教育・保育の無償化ということは、昨年10月から取り組ませていただいたところでございます。

今回お示しする国民健康保険の分野におきましても、比較的手厚い支援が県を通じて国からもあったかという状況にはございます。それでも、累積赤字が一宮市にはございますし、なかなか楽観を許さない状況が続いているというところでございます。引き続き皆さま方の貴重なご意見を頂戴できればと思います。

もう一つ、新型コロナウイルスの関係で、きょうお集まりの委員の皆さま方、まさに今、戦い始めている、準備をされているという方々にもお集まりをいただきました。本当にお忙しい中ありがとうございます。

昨日、一宮保健所の状況がNHKで流れておりました。これが、今は愛知県の職員、愛知県の保健所なんですけれども、もう1年余り、来年4月からは一宮市の保健所として、あそこで働いている人たちは、一宮市役所の職員ということになるわけでございます。中核市への移行ということで、より責任が重大になる。まさに、その代表例のような、今回、海外からの新型ウイルスへの対処という場面を迎えているところでございます。そうしたことに我々もしっかり対応できるように、準備、抜かりがないように努めていきたいと、また決意を新たにしたところでございます。

最後の3つ目になりますけれども、国の方は、人生100年時代に全世代が安心できるような新しい社会保障をとということで、さまざまな見直しを進めております。後期高齢者、75歳以上の方、これまで1割負担だったところも2割負担という方向性は出ておりますが、いつから、どういうふうにやるんだというようなことも、まさにこれからの議論なのではないかと思っ、行く末を注視しているところでございます。当然いろんな社会保障、医療の議論の中で、この我々がやっております国民健康保険事業の位置付けというものも、果たす役割というものも、根幹は変わりませんが、いろんな影響を受けてくると思います。

結びになりますけれども、きょうお集まりの皆さま方の貴重なご意見をいかしながら、この一宮市の国民健康保険がしっかりと運営できるように、これからも努めてまいりたいと思っておりますので、本日の審議へのご協力をお願い申し上げまして私からのご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

河 岸 次 長： それでは、審議に入ります前に、市長から運営協議会へ諮問をさせていただきます。

市長から会長さんに諮問書をお渡しますので、よろしくお願いたします。

市 長： 国民健康保険税の税率の改正について諮問書でございます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長 諮問書を会長に手渡し〕

河 岸 次 長： それでは、諮問書の写しを委員の皆さまにお配りした後、事務局から読み上げさせていただきます。しばらくお待ちください。

〔事務局 諮問書の写しを全委員に配付〕

前 里 部 長： それでは、諮問書の内容を読み上げさせていただきます。

国民健康保険法第 11 条の規定に基づき、次の事項について貴協議会の意見を求めます。

基礎課税額について、所得割率、現行 6.9%を 6.7%に、賦課限度額、現行年額 58 万円を 61 万円に改正する。

この改正は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

改正理由としまして、保険税賦課の適正化と国民健康保険事業運営の健全化を図るため。

以上でございます。

河 岸 次 長： それでは、ここからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。よろしく願いいたします。

会 長： それでは、早速、議事に入ります。

まず、議事録の署名者を指名させていただきます。

署名者は、
様、よろしくお願いいたします。そして、
様、よろしくお願いいたします。

これより、諮問の審議に入りますので、市長さんには退席していただきたいと思えます。

〔市長 退席〕

それでは、議題 1「国民健康保険税条例改正の諮問について」と、議題 2「令和 2 年度の国民健康保険事業について」につきましては、それぞれ関連がありますので、一括議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

前 里 部 長： 議題 1「国民健康保険税条例改正の諮問について」ですが、先ほど諮問させていただいたとおりでございます。

このうち賦課限度額につきましては、地方税法施行令で定められており、平成 31 年 4 月から、今回の改正額に引き上げられておりますが、当市では従来から 1 年遅れで引き上げを実施しており、今回も同様に、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

詳細につきましては、このあと保険年金課長から説明させていただきます。

中 村 課 長： 保険年金課長の中村でございます。着座にて説明させていただきます。

始めに、国民健康保険税の税率の改正案についてご説明いたします。

事前にお送りしましたA4縦長の資料の1-1、一宮市国民健康保険事業の財政状況と令和2年度の保険税率（案）をお願いします。

1、一宮市国保の令和元年度までの財政状況をご説明いたします。

(1)平成26年度決算からは、繰越金・基金がゼロ、収支不足分は翌年度予算からの繰上充用で対応しています。つまり、家庭で言いかえれば、一宮市の国保は預貯金がゼロなので、給料を前借りして対応しているという厳しい状況です。(2)30年度からは、新しい国保制度、国保の都道府県単位化が始まりました。各市町村単独の国保運営から、都道府県も保険者に加わり、愛知県は財政運営の責任主体となりました。(3)単年度収支を見ると、24年度から28年度までは赤字、29年度は3億円余の黒字、30年度は3,683万8,816円の赤字でした。(4)累積赤字としては、10月のこの協議会でもご説明しましたが、30年度決算で7億8,700万円余でございます。(5)令和元年度は9,948万円、約1億円の黒字を見込んで保険税率等を設定しました。

次にその下、2、令和2年度の保険税率等でございます。

事業運営方針としまして、①愛知県が算定した国保事業費納付金を納付できる税率等を設定します。これについては毎年、国保事業費納付金が愛知県から示されますので、毎年度、保険税率の検討を行うこととなります。②単年度収支では、約1億円の黒字を見込むこととします。この1億円の黒字を毎年度見込むことによって、令和8年度決算で、先ほど申し上げました累積赤字7億8,700万円余の解消を目指します。③保険税の独自減免と法定外を含む一般会計繰入金はこれまでどおりとします。

次に、(2)愛知県が算定した国保事業費納付金・標準保険税率です。

県が算定した令和2年度の国保事業費納付金の合計額は99億円余でございます。すぐ下の四角の囲みに記載のとおり、医療にかかる、医療分、75歳以上の後期高齢者の方の医療に支出する支援金分、そして介護保険にかかる分の合計額です。99億円の下のカッコ内は前年度、つまり令和元年度の納付金額は103億円余でした。全体の総額は5億円近く減りました。被保険者数も3,400人ほど減る見込みです。被保険者1人あたりにしますと、600円ほどの減少、率にして0.43%の減となりました。

この(2)の、四角の囲みの下の段は、愛知県が算定した標準保険税率です。

この愛知県に納める事業費納付金と標準保険税率について、本日配付いたしましたA3横長の愛知県作成資料で補足説明をさせていただきます。

す。

始めに資料1の「各市町村の一人当たり納付金額等の県内順位」をお願いします。愛知県の中での一宮市の状況がわかる表となっています。

一番左が医療費水準で、市町村ごとに医療費がどれだけかかるかを示した表です。全国平均を1とした場合、愛知県の54市町村はすべて1未満ですので、愛知県の国保の被保険者は、全国平均よりは医療費がかかっていない。

しかし、愛知県の中で一宮市を見た場合、上から10番目の0.92ですので、愛知県の中では医療費がかかっている方であることを表した表です。

次にその右、2列目の囲みは、国保の方の1人あたりの3年平均の所得金額を表したものです。一宮市は県内で下から5番目に低い所得となっています。

この2つの表から一宮市の国保の方は、医療費はかかっているが所得は低い方である、こうしたことがわかります。

これを勘案して、3番目の囲み、県は各市町村の国保事業費納付金を決め、1人あたりの金額を算出します。1人あたりにすると、一宮市は県内で43番目という低さです。

この3番目の囲みの右側は、県単位化となる前の28年度からの伸び率を表したもので、一宮市は40番目、101.4%という低い伸び率となっています。1番目の豊根村では109.42%と、高い伸び率になってしまふことから、この高くなってしまふ市町村に対して国費が投入される、つまり国からのお金が投入されるという激変緩和措置といった対応をして、伸び率を抑制する、それが4番目の囲み、激変緩和措置対応後の表です。

この4番目の囲みの右の表、1人あたりの伸び率の順位の欄を見ていただきますと、19番目の安城市より上の18市町村がすべて順位1となっていますように、国費が投入され、伸び率を最高で102.74%に抑えたものです。

一宮市は40番目の101.40%という低い伸び率なので、ここでの国費は投入されませんでした。1人あたりの納付額は42番目という低さとなりました。

一番右の囲みは、伸び率の基準となる平成28年度の数字です。

次に、もう1枚のA3横長、愛知県作成資料2は、先ほどの納付金を納めるため、県から示されました令和2年度の市町村標準保険料率です。各市町村が国保の税率を決める上での一つの指標となるものです。左が、国費が投入される前、激変緩和措置前で、右が激変緩和措置後です。

では、恐れ入ります、もう一度、A4縦長の資料の1ページ目、資料1-1にお戻りください。ただいま、2の(2)をご説明しましたが、この県が算定した国保事業費納付金を納めるために、実際に国保税として被保険者の皆さんから集めなければならない必要額を求めます。それが一番下の(3)の四角の囲みの表、令和2年度の保険税率の試算結果となります。

令和元年度のデータをもとに、仮に税率などを現行のままといたしますと、医療分では表の一番右、見込みマイナス必要額の欄のとおり2億1,600円余の黒字となります。

国保の県単位化後、保険税率の引き上げをお願いしてまいりましたが、この医療分については、改正案のとおり、所得割を現行の6.9%から6.7%に引き下げます。均等割と平等割は、現行のままとします。

課税限度額は国の地方税法によって決められますので、その額の61万円とします。この改正によって、医療分で1億6,400万円余のプラスと見込みました。

その下の後期高齢者支援金分は現行どおりとしますと、4,000万円のマイナスとなります。その下の、介護分も現行どおりとしますと、2,600万円のマイナスとなります。

このように、後期高齢者支援金分と介護分のマイナスを医療分のプラスで補うことによって、右下に記載のとおり、令和2年度は9,800万円余の黒字を見込みました。

次のページ、資料1-2をごらんください。

29年度から令和2年度、改正案までの保険税率と1人あたり、1世帯あたりの調定額、そして上げ幅を表にしたものです。一番右が2年度の改正案となっていますが、これも元年度のデータを使って、2年度の税率だったらどうなるか、これを算出したものとなります。

表の一番下、1+2+3の合計が、医療分、支援金分、介護分の合計です。表の下から2行目、1人あたりの調定額は、一番右のとおり9万7,821円、下げ幅は、その左の429円、その下の欄、1世帯あたりの調定額では15万5,985円、下げ幅は1,044円となります。

次のページの資料1-3をお願いします。

現行税額と改正案税額との比較事例で、世帯の構成や収入によって、税額がどう変化するか、これを表したものです。

下の2行、増加額と増加割合を見ていただきますと、額はそれぞれ違いますが、増加割合で言いますと、所得割がかかる世帯では1%前後の減となっております。

以上が、議題1、国保税改正関係の説明となります。

次に、議題 2、令和 2 年度の国民健康保険事業についてご説明します。
次のページ、資料 2-1、4、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出
予算（案）をお願いします。

令和 2 年度と元年度の当初予算案と、その増減が記載してございます。
また、備考欄には各費目がどのようなものか、その内容が記載してござい
ますので、主なものをご説明いたします。

まず左の歳入の費目 1、国民健康保険税は、先ほどご説明いたしました
医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険税収入でござ
います。

3 の国庫支出金は、国保に限らず、すべての健康保険においてマイナ
ンバーカードを健康保険証としても利用できるようにするための電算処
理システムの構築・改修費で、国からの補助金でございます。

4 の県支出金は、県からの各種交付金でございます。

5 の繰入金は、一宮市の一般会計からの繰入金でございます。

次に、右の歳出に移ります。

主なものをご説明いたしますと、費目 1 の総務費は職員の給与費など
事務経費でございまして、その財源は、大部分が左の歳入、5 の一般会
計からの繰入金でございます。

右の歳出 2 の保険給付費の主な財源は、左の歳入の 4、県支出金の中
の普通交付金として県から市に支払われますので、左の歳入 4 は、右の
歳出 2 と、ほぼ同じ額となっています。

右の歳出の 3、こちらが先ほどご説明いたしました国民健康保険事業
費納付金で、備考欄に記載のとおり、県が市町村から徴収する費用、つ
まり、市が県に納付するものでございます。

この財源は、左の歳入 1 の国保税と、5 の一般会計からの繰入金の一
部でございますので、この 2 つの合計が、右の歳出 3 に近い額となりま
す。

また、歳出 4、保健事業費の財源は、左の歳入 1 の保険税や歳入 4 の
県支出金の一部などでございます。

各費目は以上のとおりで、令和 2 年度の国保事業特別会計の予算は歳
入歳出それぞれ 346 億 9,813 万円となります。

次のページ、資料 2-2 は、被保険者数、国民健康保険事業費納付金、
保険給付費の平成 29 年度からの状況です。

表の一番上の行、被保険者の全体に記載のとおり、被保険者は年々減
少しています。その下の国保事業費納付金や保険給付費の総額について
も被保険者数の減少に連動して減少傾向にあるものの、被保険者 1 人あ
たりの欄を見ていただくと、ほとんどが増加傾向にあります。

最後のページ、資料2-3の上の6は、国保税の収納率の推移。また、下の7は、国保税の法定軽減、独自減免の表で、こちらは昨年10月3日のこの協議会でお示しした資料の再掲です。

令和2年度も元年度同様、低所得者や障害者、高齢者、18歳未満の子ども等に対し、一宮市として独自の減免を継続します。

軽減・減免の総額は、平成30年度決算で18億円余となりました。一宮市国保では4万世帯強の方が何らかの減免を受けたという状況です。

以上、長くなりましたが、議題の1と2についての説明となります。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

会長： はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたので、これより委員の皆さまから、ご質疑、ご意見をいただきたいと思えます。

委員： と申します。よろしくお願いいたします。

3点ほどありますので、まとめて質問させていただきます。

資料1-1、令和2年度の被保険者の保険税率等のところの2番、前年103億円が99億円に下がったという理由を教えてください。

資料2-1、歳入の3、国庫支出金とありますが、これは国から公布される補助金と備考欄に書いてありますが、歳出のところに、この項目、電算処理システムの構築のことが出てきていないのではないのかなと思います。

それと、被保険者数が減っていますが、これはどうして減ったのかということですか。

あと、歳出のところで、1、総務費とありますが、この国保担当職員の給付費等、先ほども少し説明がありましたが、ここで内訳、使われている内容には疑問があります。

以上が質問になりますが、今年度は少し国保料が減るみたいなので、大変ありがたいのですが、国保税、毎年1億円ずつ減らしていくようにされていくと書いてありますが、もし赤字になったときは、当然、また上がるんじゃないのかなという不安もありまして。

所得の低い方の負担がどうしても多いんじゃないのかなというのは、常に疑問がありますので、なるべく低所得者の方に負担率を下げような方法を考えていただきたいなど、いつも思っていますので、その辺をよろしくお願いいたします。

会長： はい、ありがとうございました。事務局からお願いします。

中村課長： まず、1点目、納付金が下がったということです。納付金が下がったイコール、今回、国保税の方も下げさせていただいたんですが、大きな理由として、約5億円近く下がったことによります。

愛知県の説明では、まず1点目として、平成30年度から国保が県単位化となりました。2年間経過したんですが、医療費が見込みよりも少なく済んだという説明がありました。

もう1点は、国から愛知県に交付される令和2年度の追加公費、国からの公費があるんですが、それが見込みよりもふえたということを行っています。

先ほど市長が冒頭でも申し上げたとおり、消費税が上がったために、国が社会保障ということで国保の方に投入したんだろうということです。先ほどの説明で、一宮市には激変緩和措置の国費は投入されずに、そのまま、現状ですよということを申し上げたんですが、こういったところで、国の公費が投入されたということです。この2点です。

もう一度申し上げますと、県単位化になりまして、医療費が見込みよりも少なく済んだということ。今後も、少なく済むんじゃないかということで、下げる要因になった。それから国からの追加公費がふえた。この2点によって国保の事業費納付金が減ったということでございます。

それから、被保険者数も減っているのも、一つの要因ではあります。

被保険者数が減った理由は、ほぼ後期高齢者に移行する方が多いということです。国保に加入される方よりも、後期高齢者に移行される方が割合として多い。それから、例えば、パートの方、その方が国保に入られている場合もあるんですが、パートの方も社会保険に加入できるように、どんどん改正が国の方でされています。そういったことがあいまって、国保の被保険者数は下がっているという状況が続いています。

それから2点目です。資料2-1、4の歳入歳出予算の3、国庫支出金、こちらの電算処理システムの方で、国からの交付金が来るのですが、どこで歳出されますかというご質問です。これは、1の総務費、こちらの中で歳出をさせていただきます。歳入はこちらなんですが、歳出は、この総務費の中で歳出させていただきます。3,900万円です。

国保の被保険者が減っている理由は、先ほど申し上げさせていただきました。

委員： 国保担当職員の給与等と書いてありますけれど、等とは何ですか。

中村課長： 例えば賃金ですとか、給与のほかに、いろんな事務費が「等」ということで含まれております。

それから、国からの交付金を使ったシステム改修費とか、いろんな予算がこの総務費の中には含まれています。

なお、国保の職員の給与費は、国保の保険税の方でお願いしているのではなくて、一般会計の方で出してくださいということが決まっていますので、先ほど説明の中でも申しましたが、歳入の5、繰入金、これが

人件費、私たちの職員の給料は一般会計からであって、保険者の方の税金では賄われてないということでございます。

会長： よろしかったでしょうか。ありがとうございました。

私も質問しようとしていたところです。大変助かりました。

ほか、ご質問もしくはご意見、ありますでしょうか。

委員： と申します。よろしく願いいたします。

きょうの協議会の結果に基づいて、次の一宮市の定例会の議案に載るという解釈でいいですか。

中村課長： はい、今回の運営協議会の方でご承認をいただければ、それを今度の3月議会、一宮市議会の方に提出させていただきたいと思っております。

委員： はい。ならば、余計しっかりと聞かなきゃいかんと思いますので。

相対的に下がるというお話を聞きましたが、ただいまの質疑で、同じような答弁をもらうことになるかと思うんですが、それはともかくとしまして、まずは、医療費がやや少なかった現状。これに対して、どのくらいの追究、根拠を持っておられますか。医療費が少なく済んだという原因です。

中村課長： なかなか、これは難しいですが、予算を立てるときに、どうやって県とか国を立てるのかと申しますと、例えば、国の方では、新年度の予算審議が始まっています。ただ、今現在、この今年度というのは、まだ進行中ですので、今年度の状態は国の方では全く把握できていません。

今現在、国の方で審議されているものというのは、昨年度の実績も、実は反映されてないんですね。もうちょっと前の段階で予算を編成します。というと、いつの決算状況を見るのかというと、ある意味2年前、3年前といった、ちょっと古いデータを見ながら、今年はどうなるだろうということを予測して、国は予算を組みます。愛知県もほぼ同様な状況です。

ですので、かつての2年というのは、オブジーボとかハーボニーとか、かなり高額な医薬品が使われ、国保財政がかなり苦しいときのものを見ながら、これくらいかかるんじゃないかということで見込んだものですので、若干、見込みよりも、そこまでかからなかったということがあると思われま。

委員： ありがとうございます。概ね、そういう検討をされておるということは間違いではないと思います。

そこでもう一つ、どうなっているのかなと思うことが、今、説明を聞いて、出てきましたので。

例えば、年に1回、市が負担してくれておる健康診査の受診率はわかりますか。

中村課長： 受診率ですが、例えば、比べるところを統一したいと思ひまして、平成30年度を見ますと、法定受診率というものがあります。

特定健康診査の法定受診率で申し上げますと、平成30年度、一宮市国保は47.6%でした。これを愛知県の中で見てみますと、愛知県平均は39.7%ですので、一宮市の国保の方は健康の方にはかなり留意していらっしゃるということで、たぶん健康に留意して医療費もかからなかったんじゃないのかなというふうには想像はできますが、はっきりした根拠は、済みません、ありませんが、よろしくお願ひします。

委員： はい。あながちそれも見当違いではないと思ひます。

ただね、最近、テレビの特番で放映してはいたけれども、この受診率、第1回は、これを法定受診率と呼ぶとするなら、いわゆる2次的な精密検査を受けてくださいよとか、そういった先へ先へと進んでいく流れというのは、かなりストップというか、進行ができてない状況にある、というのが、特番の訴えたかったところだと思うんですね。

ここら辺のところを十分管理しながら、ある時、突然にですよ、2次検診がどうしても必要だという患者さんがごそつとふえた場合、例えば、年間約1億の穴埋めをしていくんだという、大きな目標が少しづらついていくのではないのかなという心配を持つが、そこら辺までも計算に入っていますか。

中村課長： なかなか難しいご質問なんです、確かに 委員が言われたように、特定健診の受診率は47.6%で高いんですが、やはりその後、さらにもう一步踏み込んだ特定保健指導というもの、そちらの率が、やはり一宮市はちょっと低いということになっています。

ですので、重症化する前に、何とかそちらの特定保健指導ということで、ドクターにかかってもらひまして、医療費を低く抑えたいという気持ちは持っているんですが、これもなかなかうまくいっていない状況なんです。

今年度、医師会の皆さんからのご協力をいただきまして、できるだけそれを高くするという努力もさせていただいております。

例えば、個々の医師会の皆さんにお願ひしまして、医師会の方から、受診はしたんだけど特定保健指導をやっていない方には、ぜひ特定保健指導までしてくださいよという勧告をお願ひするように、医師会長さんの方から、各医師会の会員の皆さまにはお願ひをしております。

ただ、それが今、最終的に 委員さんの言われる医療費の方にはね返ってくるんじゃないかということまでは、なかなか難しいのですが。

ただ一つの方策としては、重症化で重くなって医療費がかかる前段階として、そういった特定保健指導率を上げて、医療費を抑えていこうという政策に関しては、国の方も私の方も、全く同じ方向に向いております。

委員： はい。今、中村課長の説明、もっともな説明だと思いますけれども、これは、医師会はもちろんですが、やはり、市民病院の協力もしなきゃいかんと思いますが。

いずれにしても、そういった取組みの姿が、まだまだ一般的な市民の間に見えてきていないという懸念を持つんですよね。

だが、計算上は確かに9,000万円だとか、8億円の累積赤字の解消にもっていくんだと、これはいい案であると思うんですが、実際、中身の伴った施策というのか、今、課長がおっしゃったような重症化、重症になる前に、どうやって防いでいくか。

まさに今、コロナウイルスの問題が出ていますね。あれをどこでくい止めるかというのと一緒に、やはり重症患者にまでならないように、医師会さん、市民病院さんと一体になって、十分にその対策はお願いしたいと思うのと、いろいろなパターンを打ち上げていただいて、市民の皆さま方に、それなら受けなきゃいかんという意識の向上を図ってもらわないと、これは、ただ当局だけがこうやるんだとおっしゃってもなかなか一体化しない部分があると思いますから、しっかりとした良い政策を考えていただきたいと思います。

それから、もう一つは、1億円の話はともかくとしまして、県が示した医療分の標準保険税率の所得割は6.59%。今回の当局案では6.7%ということなんですけど、これは一宮市だけで変えられる数字なんですか。だったら、これを一挙に6.6%とか、そういう数字に持っていく考えはあったのか、なかったのか、どうですか。

中村課長： 確かに先ほど私も説明の中で申しました、愛知県が示した標準保険税率。これを参考に市町村で保険税率を決めてくださいということです。これを全く無視して一宮市独自で決めることもできます。

最終的には一宮市が決めることになるのですが、例えばこれを6.6%にすることもいろいろ検討させていただきました。

ただ、まだ、一宮市の国保は先ほども申しましたとおり、資料1-1の(4)のとおり、累積赤字が7億8,000万円余あります。これを1年間で1億円の黒字を出して、令和8年度決算で累積赤字の解消を目指す、こういった目標を掲げさせてもらいました。

そこで、例えば所得割を更に6.6%に下げるとか。下げますと、おのずと税収が下がってまいります。税収が下がりますので、そうすると逆

に均等割を上げるとか、平等割を上げるとか、あるいは、その下の後期分、介護分を上げるなどしまして、どこかで引き上げて1億円の黒字を見込む必要があります。

今回は、医療分を6.7%にして、一番右のとおり1億6,000万円余の黒字。後期高齢者、介護分に関しては赤字となっておりますので、今回、国保税全体のバランスを考慮しまして、この保険税率を提案させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

委員： はい、わかりました。

それでは最後に一つと、まとめを。

資料の1-1、一番下の表、(3)の表の真ん中よりやや右側、賦課限度額61万円という数字が上がっています。これをいろいろな手法で、段階を持たせるという考えは、あるか、ないか。

それをお尋ねした上で、最後に私は、本当に当局、一生懸命、毎年のことながら汗をかいてやってくれていることよくわかります。

だが、一層健全な運営をしていただきたいと、これをお願いするのですが、あわせて税の平等化を図るには、やはり、どなたからも収納率だけは、ぜひ上げる努力を。だけど、暴力団まがいの取りたてはいかんですよ。しっかりとご理解いただいた上で収納率をぜひ上げてください。

今の61万円だけ、ちょっと説明してください。以上です。

中村課長： この資料1-1の網掛けの部分の61万円、こちらについて説明させていただきます。

先ほど冒頭の私の説明の中でも、国の地方税法施行令というものがありまして、この額が最高限度額ですよというもので、それが61万円となっておりますので、一宮市も61万円とさせていただきます。

実は、愛知県の中で一宮市のように、この額を上限にしているところは、県内54市町のうち53市町です。ある自治体が、例えば61万円の上限で60万円にしているところがあります。そこは飛島村というところですよ。愛知県はもとより、日本全国の中でも一番裕福だといわれている自治体です。

実はこの61万円は、一宮市の場合は1年遅れで61万円にしております。愛知県の大体38ぐらいの市町は、すでに61万円に、今年度からなっている状態です。そのほかの15市町は、私どもと同じように58万円から、来年度61万円の上限に上げるということです。

賦課限度額は上限まで上げるのが普通だと言われておりまして、国の方もこれをどんどん引き上げている状態です。

実は、来年度はまた2万円上がりまして、たぶん63万円になります。介護分でも17万円になり、令和3年度は合計99万円にするということ

を言っております。

この賦課限度額、これも考え方で、どう考えるかなんですが、この賦課限度額を上げるということ、例えば、所得が1,000万円以上ある方、収入ではなく所得で1,000万円以上ある方だったら、賦課限度額に到達してしまって、得をするわけですね。61万円で済んでしまいますよ、全部合わせても96万円で済んでしまいますよと。本当だったら百何万円くらい払わなければならないところが、裕福な方にとっては、すごくいい制度になってしまう。

ということで、国の方は、上限をちょっとずつ、今上げているという状況です。

これを上げることによって、税収が上がりますので、中間層に対しては逆に、例えば税率を今回6.7%ですが、6.5%まで下げるとか、そういった施策がとれるわけなんです。国はまさにそれを狙っておりまして、賦課限度額を上げようとしています。

この賦課限度額の引き上げに関しては、基本的には、やはり上げる方向、中間層に有利に働くということで、上げる方向で愛知県内すべてがなっております。

飛島村の施策はちょっとよく分かりませんが、ただこれに近い数字であることは確かです。

委員： 今の中村課長のご答弁で、中間層という言葉が何度も出ましたが、低所得者に手厚くしていただきたいと、私は常々思っております。

中村課長： 低所得者のことについて、1点だけお願いします。

先ほどの資料の最後ですけれども、一宮市の国保の全世帯というのは、大体5万世帯くらいです。5万世帯のうちの4万世帯強が何らかの減免を受けていらっしゃいます。

つまり、低所得者に対しては、一宮市は独自減免というものがあります。他の市町村では受けられない低所得者に対する独自減免がありまして、これに関しては、私どもはそのまま継続していこうと思っております。

委員の言われたこと、いろいろこれからも研究してまいりたいと思います。

委員： といいます。

先ほど、受診率を上げようということで、健康診査の受診率が上がると、医療費の削減につながるということは間違いありません。

受診率に関しましても一宮市は47.6%、愛知県は39.7%、ここでは、ちょっと、これはばらして考えていかなければならないと思うんです。

ただ単に、肺がん検診なんかは簡単に受けられるものですから、受診

率に関してはちょっといいだろうと思います。子宮がん検診に関しましては、ちょっと恥ずかしいなというのも、いろいろあって、受診率はかなり低い。

我々の方では、受診率を上げることを、一宮市の前里部長さんが見えますけれども、前里部長さんたちと話をしながら、つながり合いというか、やはり、先ほど言われましたオプジーボとか、どんどん医療が進歩して、薬代なんかはかなり高くなって、検査機器もどんどん高いのが入ってきます。そういうのは無視して、受診率だけ上げるとか、そういうことはできないものですから。やはり全体の医療の環境に遅れないように頑張っているところであります。

ですから、我々は、それなりにやっぱり努力しております、それなりに市の方たちと話し合いながら、やはり、市の方たちも受診率を上げるということに的をおいていただいているものですから、もう少し頑張っていくますけれども、医療費が伸びるのは、間違いなく伸びますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

中村課長： ありがとうございます。委員のお言葉も十分肝に銘じまして、保健事業を進めてまいりたいと思います。

会長： はい、ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの審議を踏まえ、まずはこちらで答申案を作成させていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、答申案を作成することに、ご了承いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

賛成多数ですので、答申案を作成したいと思います。

その間、休憩とします。

〔会長、副会長 答申案を作成〕

〔事務局 答申案の写しを全委員に配付〕

会長： お待たせいたしました。審議を再開いたします。

答申案につきましては、お手元にお配りしたとおりです。

それでは、答申案を事務局の方で読み上げてください。

前里部長： それでは、答申案の内容を讀上げさせていただきます。

令和2年1月30日付、31一宮保年発第2303号で諮問のありました見出しのことについては、慎重審議の結果、次のとおり答申します。

答申書

国民健康保険税の税率の改正については、諮問のとおり了承する。

なお、各委員から出された意見については、その趣旨を十分くみ取ら

れるとともに、今後も歳入確保のため、国民健康保険税の収納率の向上に努めること、また、医療費適正化に向けた各種施策を推進することなど、国民健康保険事業の健全な運営に一層努力されたい。

以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

皆さんのご意見を十分にくみ取るということと、収納率の向上ということを入れさせていただきました。この答申案について、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言者 なし〕

それでは、議題1の「国民健康保険税条例改正の諮問について」は、答申案のとおりとし、議題2の「令和2年度の国民健康保険事業について」は、事務局案のとおり了承するということで、ご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者 挙手〕

ありがとうございます。

賛成者が過半数ですので、可決ということにさせていただきます。

それでは、市長さんに答申書をお渡ししたいと思います。事務局、よろしく願います。

中村課長： お時間がありますので、ここで私の方から事務連絡だけさせていただきます。

2月6日に予備日を予定しておりましたが、本日、議題の方がすべて終了いたしましたので、2月6日の開催はございません。

それから、本日、お車でお越しの方は、駐車券の無料処理をさせていただきますので、事務局の方にお申し出ください。よろしく願います。

〔市長 着席〕

会 長： それでは、市長さんにお越しいただきましたので、答申いたします。

〔会長 答申書を朗読、市長に手渡し〕

市 長： 会長、ありがとうございます。

貴重なお時間をいただきまして、また、数多くの意見が出たと伺っております。その趣旨をくみ取りまして、この諮問書にいただいたとおり、進めていけるよう、これから市議会、議員の先生方はじめ、関係各所と意見交換を重ねてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

佐々木会長： それでは、続きまして、議題3の「その他」について、事務局から、何かございますでしょうか。

中村課長： 特にございません。

会 長： 委員の皆さん、ほかに、ご意見などはございませんか。

〔発言者 なし〕

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。皆さまには、お忙しいところをご出席いただき、大変ありがとうございました。

会議録署名

会 長

委 員

委 員